

お知らせ

## 後期高齢者医療制度の保険料率等が変わります

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

県後期高齢者医療広域連合において、令和6・7年度の保険料率等が決定されました。一人当たり医療給付費が増加しているほか、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月12日に成立したため、今回の改定から高齢者が保険料として負担する割合等について、見直しが行われています。

実際の保険料額は、7月中旬にお送りする保険料額決定通知書で確認してください。

※4・6・8月に年金から引かれる保険料は、令和4年中の所得に基づき、令和5年度の保険料率で仮に計算した額となります。

## 令和6・7年度の保険料率等

保険料＝均等割額(被保険者1人当たり45,930円)＋所得割額(賦課のもととなる所得金額×9.03%)

## 【参考：令和4・5年度の保険料率等】

保険料＝均等割額(被保険者1人当たり44,170円)＋所得割額(賦課のもととなる所得金額×8.38%)

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年中の総所得、山林所得、株式・長期(短期)譲渡所得などの合計金額から基礎控除額43万円を引いた額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

## 保険料の賦課限度額(年間上限額)について

令和6年度は73万円、令和7年度は80万円(令和4・5年度の賦課限度額は66万円)です。ただし、令和6年度中に75歳になり加入する人は、令和6年度から80万円です。

## 年金収入211万円相当以下の人は、令和6年度の所得割率が軽減されます

賦課のもととなる所得金額が58万円以下(年金収入153万円から211万円相当)の人は、令和6年度に限り、軽減された所得割率(8.42%)が適用されます。なお、令和7年度からは、通常の所得割率(9.03%)が適用されます。※詳しくは、7月中旬に保険料額決定通知書とともにお送りするリーフレットをご覧ください。

お知らせ

## 带状疱疹予防接種費用を助成します

問い合わせ 保健相談センター健幸のまち推進担当  
☎042-985-5122

带状疱疹予防接種費用の一部を助成します。

**対象** 4月1日以降の带状疱疹予防接種を受けた日において、市内に住所がある50歳以上の人

**助成額** 接種したワクチンの種類に応じて、以下の金額を上限とします。

- 生ワクチン……………4,000円(1回分)
- 不活化ワクチン…8,000円(2回分・2回の接種が必要)

## 申請に必要な書類

- 申請書
- 予防接種を受けた日およびワクチンの種類を証する書類
- 予防接種費用の支払いを証する書類
- 振込希望先金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し(口座番号等を確認できるもの)

**申請方法** 接種を受けた日(不活化ワクチンの場合は2回目の接種を受けた日)から6か月以内に直接担当へ

お知らせ

## 令和6年度の新型コロナワクチン接種

問い合わせ 保健相談センター健幸のまち推進担当  
☎042-985-5122

## 【定期接種】および【任意接種】

新型コロナワクチン接種は、「定期接種」として65歳以上の人、60歳以上65歳未満の人で障がい等を有する等の重症化リスクの高い人に、年1回秋冬に実施します。定期接種の対象とならない人や定期接種の期間外に接種を希望する人は、「任意接種」(自由診療)として接種を受けることができます。

## 新型コロナワクチン接種の相談

「埼玉県コロナ総合相談センター」および「埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口」での電話相談は終了しました。

次の項目に該当する人のための、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性等についての相談窓口は「#7119(埼玉県救急電話相談)」(24時間365日対応)となります。

○新型コロナウイルス感染症に関する症状についてお困りの人

○ワクチン接種後、心配な症状がある人